

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　〈令和7年10月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20251015	葵交通 株式会社(法人番号5011301000014) 代表者 石田 寛之	東京都杉並区宮前4－30－1	本社営業所	東京都杉並区宮前4－30－1	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項	令和7年4月3日及び令和7年4月8日、車両火災事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(2)点検整備記録簿の記載義務違反(車両法第49条)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	1	1
20251015	京急横浜自動車 株式会社(法人番号3020001030322) 代表者 沼田 英治	神奈川県横浜市港南区上大岡西3－11－15	本社営業所	神奈川県横浜市港南区上大岡西3－11－15	輸送施設の使用停止(30日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和7年6月11日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第2条第2項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	3	3
20251021	株式会社 織田タクシー(法人番号7030001093694) 代表者 織田 一	埼玉県八潮市木曽根1208番地1	東京営業所	東京都足立区竹の塚6－24－18	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年6月23日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)点検整備記録簿の記載義務違反(道路運送車両法第49条)	0	0

注　違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)